

## 災害時用ストーマ装具（保管・更新・記載事項変更）依頼書

大分市長 宛

年 月 日

災害時に備え、ストーマ装具の（保管・更新・記載事項変更）を依頼します。

なお、保管をするストーマ装具については、自己の責任において管理し、保管する者の故意又は重過失によって破損等した場合以外は、保管する者が一切の責任を負わないことに同意します。

また、申請日から1年以上交換していない装具については、市長の判断により、処分することに同意します。

本人	ふりがな			生年月日	年 月 日
	氏名				
	住所				
	電話番号		緊急連絡先		

代理人	ふりがな			生年月日	年 月 日
	氏名				
	住所				
	電話番号		本人との関係		

## 市記入欄

確認	申請日	受付場所（連絡先）	保管場所	保管期限
	年 月 日	障害福祉課(本庁舎1階) 097-537-5786	障害福祉課内	年 月 日まで
	年 月 日	東部保健福祉センター (鶴崎支所内) 097-527-2143	鶴崎支所内	年 月 日まで
	年 月 日	西部保健福祉センター (植田支所内) 097-541-1496	植田支所内	年 月 日まで
	年 月 日	明野支所 097-558-1255	明野支所内	年 月 日まで
	年 月 日	大在支所 097-592-0511	大在支所内	年 月 日まで
	年 月 日	坂ノ市支所 097-592-1700	坂ノ市支所内	年 月 日まで
	年 月 日	佐賀関支所 097-575-1111	佐賀関支所内	年 月 日まで
	年 月 日	野津原支所 097-588-1111	野津原支所内	年 月 日まで
	年 月 日	大南支所 097-597-1000	大南支所内	年 月 日まで

## 【お知らせ】

- この用紙は大切に保管して下さい。  
お問い合わせは、装具を保管している場所にご連絡下さい（土・日曜日・祝日を除く、8：30～17：15まで）。
- 装具は複数個所に預けることができます。
- 保管期限は1年間です。保管を継続する場合は「保管期限」までに、装具の交換（更新）が必要です。  
装具の更新をする場合は、この用紙を受付場所にご提出下さい（更新について、事前のお知らせはしません）。  
保管期限を過ぎた場合、市の判断により、処分する場合がありますので、あらかじめご了承下さい。
- 災害時は装具を保管してある市役所等に直接受け取りにお越し下さい（装具の輸送は行いません）。